

第6章 学校給食における事故防止と危機管理

1 事故防止と危機管理（総論）

学校においては事故発生に備えて、校内外の学校給食関係者及び関係機関が連携して連絡体制を整備しておくこと。

「学校給食衛生管理基準 第4 1 (1) (抜粋)」

四 校長等は、学校保健委員会等を活用することなどにより、栄養教諭等、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ること。

(1) 一般的な事前対策

- ① 校内体制を整えると共に、校内外の学校給食関係者及び関係機関が連携して、連絡体制を整備しておく。
- ② 集団欠席や地域での流行など、日頃から情報収集に努める。
- ③ 様々な角度から事故の可能性を検討し、学校保健委員会等で防止策について話し合いを行っておく。
- ④ 特に感染症・食中毒発生予防のため、児童生徒に対する保健教育及び衛生指導の強化を図る。
- ⑤ 日頃の健康観察を丁寧に行い、体調不良の者は給食当番をさせない等約束事を決め、共通の認識で指導に当たる。
- ⑥ 各学校における危機管理マニュアルについては、予め全職員共通理解を図る。

(2) 一般的な事故発生時の対応

- ① 迅速な対応を心がけ、事故の拡大や重症化を防ぐ。
- ② 不測の事態に備え、現場を離れないこと。経過の記録をとる。
- ③ 速やかに管理職や関係職員等へ報告するよう努める。

(3) 一般的な事故後の対応

- ① 原因究明に努め、同じ事故が起こらないよう対策を講じる。
- ② 各関係機関と連携し、保護者への情報提供に努める。
- ③ 情報の共有に努める。

2 事故事例別対応例

異物混入時の対応

異物混入防止

(1) 異物混入時の対応

① 異物混入防止

食品の安全確保に対する関心が高まってきている中で、異物混入に関しても様々な角度から混入の可能性を検討し、適切な防止対策を推進する必要がある。

異物混入の防止対策を進めるためには、まず、想定される異物とその混入経路などをあらかじめ明らかにした上で、効果的な方法を選択することが大切である。以下は防止対策の具体例である。

《具体例》

ア 調理場や配膳室等は、不潔な場所や廊下等から完全に区画され、施錠できること。

イ はえ、ねずみ、昆虫などの侵入を防止するため、網戸や排水溝の網などを整備すること。破損箇所は害虫や菌の温床になりやすいので早急に修繕を行うこと。

ウ 常に整理整頓を心がけ、清潔を保つこと。食品以外の不用物は置かないこと。

エ 食品の検収は、検収責任者が必ず立ち会い、異物混入や容器破損の有無を確認すること。

オ 検収も含め、調理場における食品及び調理用の器具及び容器は、床面から60cm以上の高さの置き台に置くこと。

カ 食品を開封する際は、包材等の破片が混入しないよう、細心の注意を払うこと。場合によっては、開封と入れ替えの担当者を分けること。

キ 受配校においても、食品を受け取る際は必ず担当者が立ち会い、容器等の破損がないか、食缶のふたにずれがないか等点検をするとともに、配膳室の施錠をすること。

ク 給食当番の児童生徒及び学校給食担当職員は、清潔な白衣、帽子、マスクを着用すること。

ケ 食品に素手で触れないこと。

コ 配膳後の食缶は、ふたを閉めること。

異物混入発生時

② 異物混入発生時の対応

学校において、異物混入等の事故が発生した時は、その状況により学校医または最寄りの医師の診察を受けさせるなどの必要な措置を講じるとともに、市町村教育委員会、保健所等に通報し、給食の停止措置などその指示を求めることが大切である。

また、速やかに異物の特定を行い、混入原因、混入経路などを究明するとともに再発防止の措置を講じなければならない。その際、疑わしいメニューやその食材は確実に保管しておくこと。

第
1
編

第
2
編

第
3
編

第
4
編

さらに、専門の検査機関に異物検査を依頼するなどして、科学的解析・評価を行うことが重要である。そのことによって、事後の適切な防止策を考えることができるとともに苦情者や発見者、さらには報道機関に対して、これらの検査結果をもとに明確な説明が可能となる。

調理作業中に発見した場合の対応例

- ア 直ちに調理作業を中断し、栄養教諭等衛生管理責任者に連絡する。
- イ 校長又は共同調理場長に報告し、給食提供についての判断を仰ぐ。
- ウ 異物及び周囲の状況を保全する。
- エ 給食停止や献立変更等の場合は、各教室や受配校へ対応の報告をする。
 - * 献立変更の場合，食物アレルギー児童生徒に対し配慮すること。
- オ 市町村教育委員会に報告する。
 - * 健康被害の恐れがある場合や広範囲に及ぶ場合、さらには犯罪に結びつく疑いがある場合には、食品全体を現状保管し、検査時に提供できるようにしておく。

給食喫食中に発見した場合の対応例

- ア 直ちに給食を中断し、担任が児童生徒の健康状態を確認する。
 - * 児童生徒の健康被害に結びつくと判断される場合は、児童生徒の安全性を最優先に対応策について検討すること。
- イ 栄養教諭等又は給食主任に連絡する。
- ウ 校長等や共同調理場長に報告する。
- エ 異物と、場合によっては混入のあった食品の全部を現状保管する。
- オ 市町村教育委員会に報告する。
- カ 関係児童生徒の保護者に必ず連絡を取り、給食での異物混入事故の報告とお詫びをし、児童生徒の体調を確認する。状況に応じて説明会を開催する。
- キ 給食停止や献立変更をした場合は、保護者宛てに文書で通知する。

教育委員会の対応例

- ア 報告を受けた教育委員会は、状況について正確に確認する。
- イ 学校の対応について検討し、指示を出す。
- ウ 状況に応じて、保健所又は警察署へ通報し指示を待つ。この場合、異物及び混入していた食品について現状のまま保管する。
 - *異物は取り出さず、食品ごと保管する。
- エ 報道機関への対応について検討する。
- オ 教育事務所経由で県へ報告する。(参考様式 P313)

2 児童生徒の喫食中に異物混入があった場合（給食センター → 教育委員会）

給食への異物混入報告第1報の写しと一緒に報告し、必ず電話にて連絡を入れること。
給食受配校から引き受けた異物について、発見時の状態を保ったまま写真を撮り記録を保存すること。

宛先 〇〇市教育委員会 〇〇 〇〇 様 宛て	ファクシミリ施行 【給食への異物混入報告】 第2報	〇〇年〇月〇日 発信者 〇〇市学校給食センター センター長 〇〇 電話：〇〇
内容		備考
1 異物の様子（写真）		異物の具体的な状況も記入する。
2 給食受配校から初めに連絡を受けた時刻および連絡を受けた者 時刻 … (_____) 職・氏名 … (_____) 連絡方法 … ・電話 _____ ・その他 (_____)		
3 給食受配校への対応（時系列で具体的に記入）		給食の中全部または一部の中止の有無 献立内容の変更の有無 謝罪の内容 謝罪した者 保護者への対応 等

第
1
編

第
2
編

第
3
編

第
4
編

感染症・食中毒等の対応

感染症・食中毒等の予防

(2) 感染症・食中毒等の対応

① 感染症・食中毒等の予防

ア 児童生徒の保健教育・衛生指導

児童生徒に手洗いや、食品の衛生的な取り扱いなどの習慣を身に付けさせるためには、保健教育を積極的に実施する必要がある。衛生指導は関連教科等とも連携を図り、できるだけ多くの場面で指導が行えるよう計画する。

○手洗いの励行

○給食当番の健康観察

※学校給食衛生管理基準の解説 P146 参照 **別紙 1** (P256)

イ 患者の早期発見

学校では、日頃から児童生徒の健康状態を把握して、食中毒の早期発見に努める。

患者の早期発見のためのチェックポイントについては、下記を参照のこと。

別表 5 「食中毒発生時の連絡体制」 (P243)

別表 6 「児童生徒及び教職員の様子の把握」 (P244)

別表 7 「児童生徒及び教職員の欠席状況の把握」 (P245)

※学校給食衛生管理基準の解説 P147 参照 **別紙 1** (P256)

ウ 二次感染防止

腸管出血性大腸菌、赤痢菌、ノロウイルスなどの病原体は極めて少量で発症する。患者の便や嘔吐物、衣類等の処理などによる二次感染が起こりやすいので、処理にはゴム手袋を使用するなどの注意が必要である。

また、不顕性感染も懸念されるので、発症者が出た場合や周囲で流行が見られる場合は、調理作業内容や献立の変更も検討する。

○腸管出血性大腸菌による二次感染

この菌の感染経路は、汚染された食品や水を介しての経口感染であり、また、患者や保菌者のふん便、嘔吐物、汚染された衣類等に触れたときにも感染する。特に、家族などの濃厚接触者が二次感染しやすいと言われている。

この菌は感染力が強く 50 個程度の少数菌量で発症するので注意が必要である。

○ノロウイルスによる二次感染

ノロウイルスによる感染は、汚染された食品を食べたことによる食中毒ばかりではなく、感染者のふん便や嘔吐物を適切に処理しなかったための二次感染も多く報告されている。

また、症状が風邪による胃腸炎の場合と似ているところから、冬季のインフルエンザ流行期などでは、注意が必要である。

○嘔吐物の処理方法について **別紙2** (P257)

○感染症の分類について

次の感染症の細菌やウイルスは、感染症法及び学校保健安全法では次のとおりに分類されており、集団発生時の対応などが定められている。

疾患名	感染症法	学校保健安全法
コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス	三類感染症	第三種感染症
腸管出血性大腸菌感染症	三類感染症	第三種感染症
ノロウイルス ロタウイルス 腸管アデノウイルス	感染性胃腸炎 五類感染症 ・感染症胃腸炎に該当	流行性嘔吐型下痢症 第三種感染症 ・その他の感染症

集団発生時の
対応

② 集団発生時の対応

校長は、正確に状況を把握し、的確に判断するよう努めるとともに、感染症や食中毒が発生した又はその疑いのある時は、以下のことを行う。

ア 異常を訴える症状や欠席者の欠席理由に風邪様症状、腹痛、下痢、発熱、嘔吐が共通に見られるなど、食中毒の疑いがある時には、直ちに学校医、学校薬剤師、教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す。

教育委員会へは様式1を用い早急に連絡する。

学校給食の中止についても速やかに判断する。

保護者に対しては、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒発生（疑い）の事実、児童生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いなどを学年主任又は学級担任を通じ速やかに連絡する。

イ 校長は教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員などの役割を再確認し、校内外の取組体制を整える。

特に教育委員会、保健所や報道関係には、校長又は教頭が責任を持って対応する。

ウ 校長は、保健主事に学校保健委員会の開催を指示するなど、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組むことができる体制をつくる。

エ 食中毒発生時になされる緊急連絡は、情報が速やかに伝達されるようあらかじめ編成した連絡網（地域別連絡網など）を用いることが望ましい。その際、学校から各家庭に伝達する内容については、個人のプライバシーなど人権の侵害が生じないように配慮する。

オ 食中毒発生時には、保健所の指示のもとに、児童生徒及び教職員の健康状態及び食事の状況を組織的に把握する。

また、学校医などの指示のもとに、必要に応じて欠席者に対し家庭訪問による調査、相談も行う。

【基本的な状況把握】

- 食中毒（疑い）発生時の対応フロー（例） 〈別表 8〉（P246）
- 食中毒（疑い）が発生した場合のマニュアル 〈別表 9〉（P247）
- 食中毒の発生が確認された場合のマニュアル
〈別表 10〉（P248～P250）

カ 校長は、学校医、教育委員会、保健所の指示に基づき、原因究明のため、主な関係諸表簿の整理を行う。

【主な関係諸表簿】

- 整えておくべき関係書類 〈別表 11〉（P251）
- 作成すべき関係書類 〈別表 12〉（P251）

キ 校長は、保健所等による立ち入り検査がある場合には、担当責任者を定めて的確に対応する。

ク 校長は、教育委員会、保健所その他の関係機関に対しては、発生状況を定期的に報告し、指示を求める。教育委員会への報告は、終えんするまで継続的に行う。

ケ 校長は、児童生徒に対し、緊急の全校集会等で次のような事柄につき必要な指導を行う。

- ・ 食中毒の発生状況
- ・ 食中毒についての正しい知識
- ・ 手洗いの励行など、健康管理面の注意事項
- ・ 食中毒に罹患している児童生徒、その家族に対し、差別偏見によるいじめなど不当な扱いをしないようにすること。

集団発生時における教育委員会の対応

学校において食中毒の集団発生又はその疑いがあるときは、教育委員会等は、速やかに次のような措置を講じなければならない。

ア 校長から食中毒の集団発生又はその疑いがあるとの通報を受けたときは、市町村教育委員会（県立学校にあっては、県教育委員会）は県教育委員会に、更に県教育委員会は文部科学省に、速やかに報告するとともに、担当者を学校に派遣するなどして、患者等の発生状況など実態の早急な把握に努める。

報告は、終えんするまで継続的に行う。

イ 市町村教育委員会は、校長に対して、学校給食の中止など当

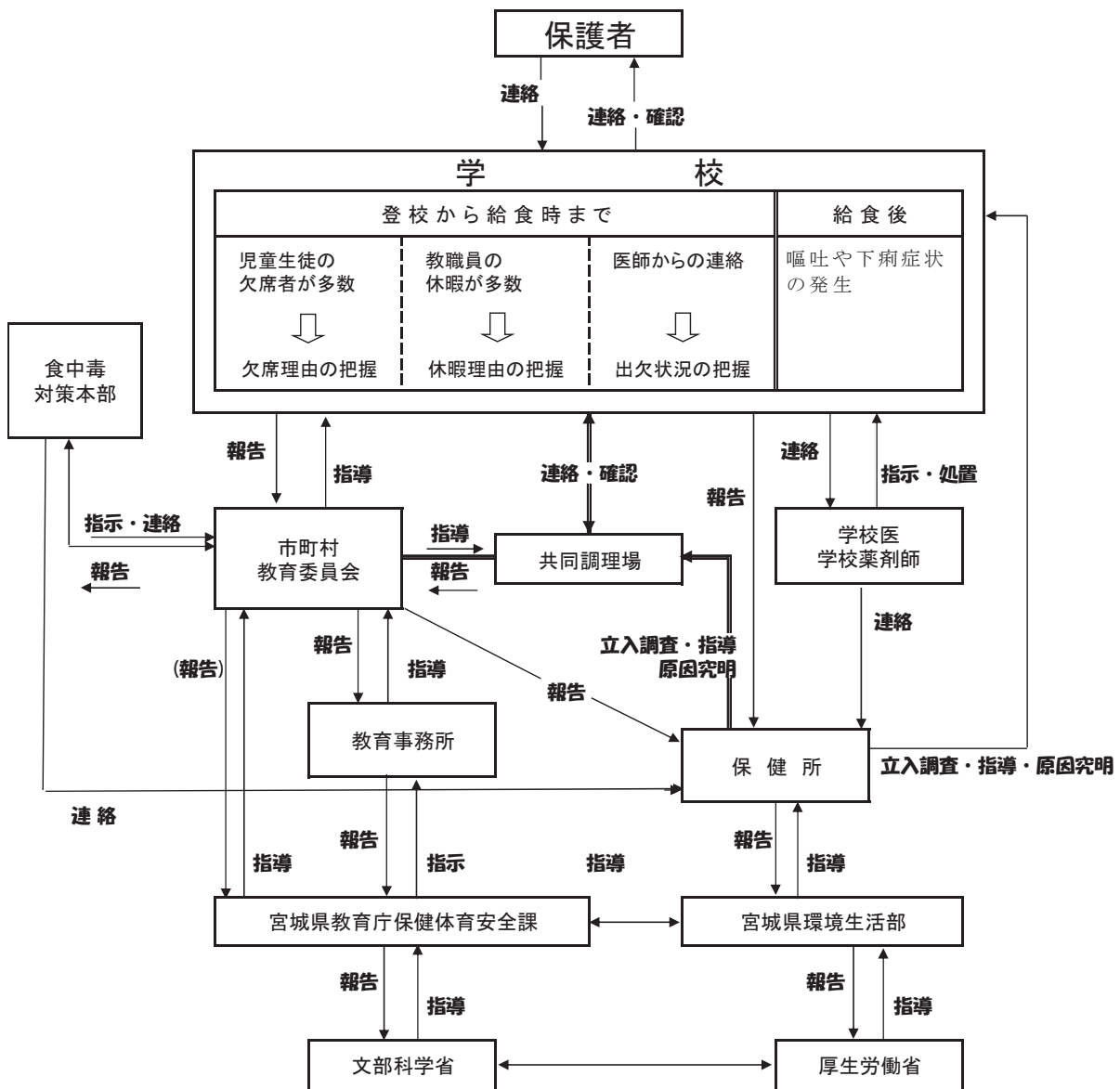
面の措置について必要な助言を速やかに行う。

ウ 市町村教育委員会は、患者等の受け入れ医療機関についての情報提供、原因究明への協力を行うとともに、食中毒の二次感染の防止などに備え、庁内衛生主管部（局）（庁内に「食中毒対策本部」が設けられたときは、同本部）との連絡を密にして、保健所、地域医師会（医師・医療機関）、学校、教育事務所、県教育委員会等関係機関の連携体制を整える。

エ 市町村教育委員会は、学校に対し保健所等の立ち入り検査が行われる際には、立ち会う。

オ 市町村及び県教育委員会は、管下の学校に対して、食中毒の再発や二次感染を防ぎ、いじめなどの不当な取扱いがされないよう必要な指導を行う。

別表5：「食中毒発生時緊急連絡体制（例）」



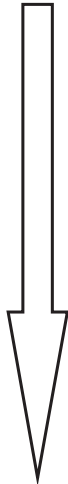
※ —— は共同調理場方式の場合

※ 学校及び共同調理場内の連携については、役割分担を明確にし、迅速な行動をとることが大事である。

別表7：「児童生徒及び教職員の欠席状況の把握」

2 児童生徒及び教職員の欠席状況の把握

電話による欠席届時の確認事項



欠席状況の把握
(欠席者の取りまとめ)

- 何が原因で欠席か ()
- どんな体調で、いつからか
 - 吐き気 (発症日時： 月 日() 時 分)
 - 嘔吐 (発症日時： 月 日() 時 分)
 - 下痢 (発症日時： 月 日() 時 分)
 - 腹痛 (発症日時： 月 日() 時 分)
 - その他 (症状：)
(発症日時： 月 日() 時 分)
- 受診はしたか
(月 日(), 病院・医院)
(診断名)
- 家族の健康状態はどうか
(家族：)
(嘔吐, 下痢, 腹痛)
- 嘔吐物は、適切に処理したか
- 地域で食物を食べる集まりがあったか
(月 日(), 何を食べたか：)
- 外食したか
(月 日(), どこで何を食べたか：)
- 学校全体か
- ある学年, クラス, 階に限定されているか
(学年：) (クラス名：) (階：)
- 教職員は休んでいるか (人)
- 他の学校の状況はどうか (嘔吐, 下痢, 腹痛)
(学校名： , 人欠席)
- 学校で食物に関する行事は行われていたか
- 欠席者の増加はいつからか
(月 日())
- 全校集会等で嘔吐等はあったか
(月 日() 時 分)
 - その場合, 誰が処理したか
(教職員, 養護教諭, 児童生徒)
- 学年, クラス等で嘔吐, 下痢の児童生徒がいたか
(年 組)
 - ◇嘔吐, 下痢の児童生徒の便所使用後は, 誰が清掃したか (教職員, 養護教諭, 児童生徒)
- 地域で食物を食べる行事が開かれていないか
(月 日(), 何を食べたか：)
- 調理実習等が行われていたか

- 校医へ連絡したか
- 共同調理場へ連絡したか
- 教育委員会へ報告したか
- 保健所へ連絡したか

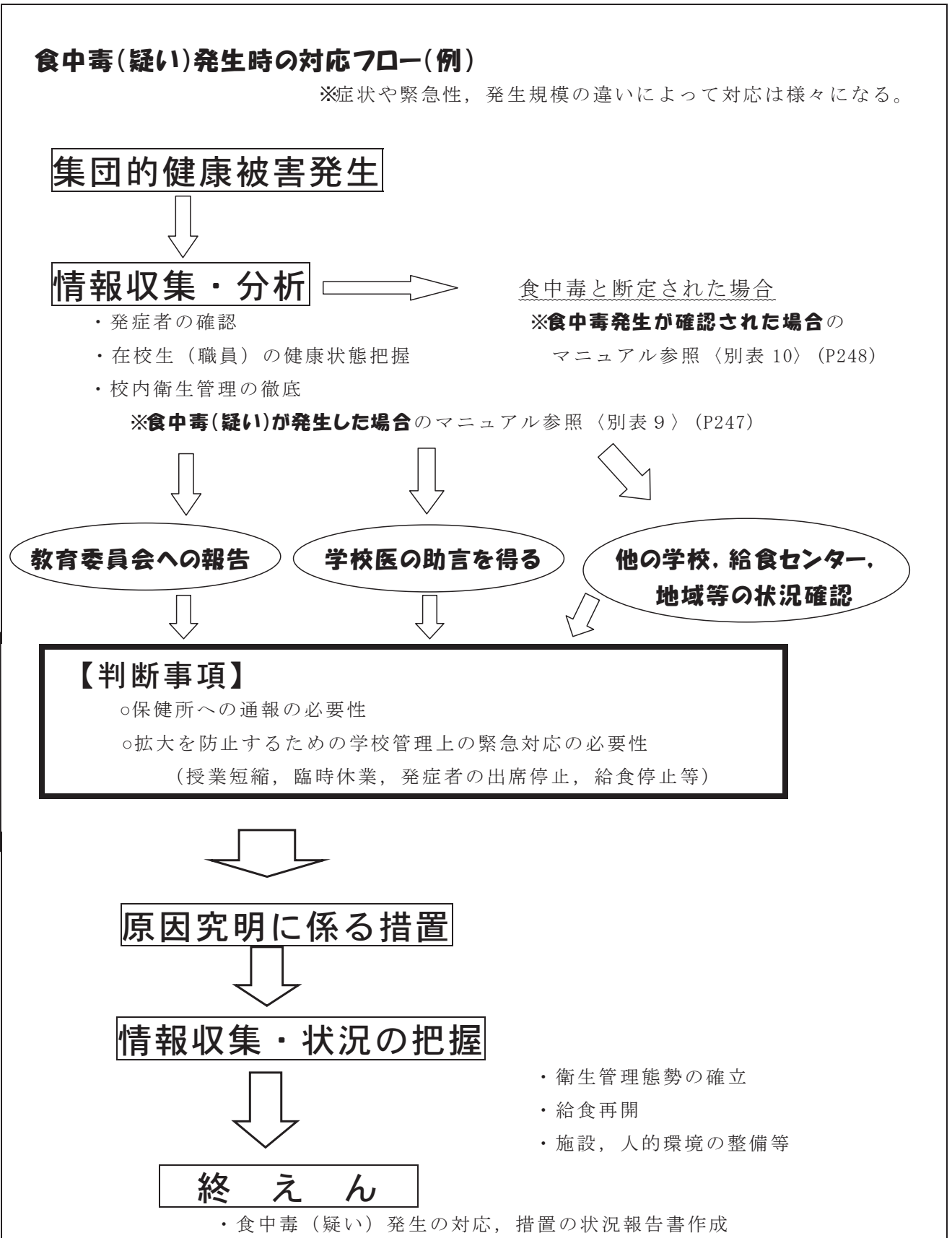
総説

食に関する指導

学校給食管理

関係資料

別表 8 : 「食中毒（疑い）発生時の対応フロー（例）」



別表9：「食中毒（疑い）が発生した場合のマニュアル」

食中毒（疑い）が発生した場合のマニュアル

①確認事項

- ア 発症者の特定及び人数（学年別，学級別，男女別）
- イ 発症の日時及び場所
- ウ 症状の内容（下痢，腹痛，嘔吐，発熱）
- エ 発症する前3日間の食事内容と状況（給食にあつては2週間分の献立表）
- オ 医師の診察の有無（診察日時と病院名，医師の所見と検便実施の有無）
- カ 保健所への届け出の有無

＜確認の方法＞本人からの聞き取り，保護者からの情報，医療機関からの連絡。

＜発症者への対応＞児童生徒の保護を最優先とし，入院や生命に関わる状態はないか。

②教職員への指示

- ア 随時，関係教職員を招集し，対応の仕方等の共通理解を図る。
- イ 児童生徒の間で不安を感じたり，動揺が起きないように配慮する。
- ウ 確認事項や関係する情報は，早く正確に校長へ報告させる。

③教育委員会への対応

- ア 直ちに報告すべき事項
 - (ア) 食中毒（疑い）の発生を確認した状況
 - (イ) 発生児童生徒数及び発症状況
 - (ウ) 保健所への通報の有無
 - (エ) 学校がとった処置
- イ 指導の要請や依頼すべき事項
 - (ア) 関係機関との連絡調整に関すること
 - (イ) 児童生徒及び保護者への対応に関する指導助言
 - (ウ) 当面する学校運営に関する指導助言（児童生徒の取り扱い，臨時休業等）
 - (エ) 検便・消毒・臨時健康診断等の実施に関する指導助言
 - (オ) 原因究明のための対応，対策に関する指導助言

④学校医への対応

- ア 食中毒（疑い）の発生の判断
- イ 発症児童生徒の診断
- ウ 発症していない児童生徒への健康・衛生指導
- エ 保護者へ依頼すべき児童生徒の健康管理に関する指導や協力事項

⑤受配校として共同調理場への問い合わせ

- ア 状況について報告する
- イ 他の受配校の状況について確認

食中毒発生が確認された場合のマニュアル

①医療機関の確保

教育委員会の指導，学校医・保健所・自治体の指示・協力を得つつ，発症児童生徒数（規模）に応じた医療機関の手配，把握，確保に努める。

②当面の学校運営の措置について

ア 当日の学校運営の措置について，児童生徒の状況を全体的に把握し，判断・決定する。

イ 明日以降の学校運営の措置について，同じように判断・決定する。

・通常どおりの運営

・午前中授業，午後一斉下校

・直ちに授業を打ち切り，必要な調査・指導後，一斉下校

※ 教育委員会への伺い，指導・助言を得ることと事後報告

③学校給食の運営，実施について

児童生徒の疾病の原因・健康状況・学校運営の見通し等について，教育委員会の指導や保健所の意見・指導並びに学校医の指導助言等を得て総合的に勘案して決定する。措置を講じた場合は，その期間や再開の条件等を明確にし，保護者の理解と協力を得るように依頼する。

ア 平常どおりの運営実施

イ 中止及び自粛（弁当持参による代替の有無）

④原因究明に係る事後措置について

ア 原因究明に対する協力体制（保健所や教育委員会が実施する調査・検査への協力）

イ 臨時健康診断の実施（発症状況に応じて学校医と協議して判断し実施する）

ウ 保健管理・保健教育について（発症状況に応じて，臨時学校保健委員会の招集・開催により，当該校の保健管理・保健教育に基づく管理・指導内容を見直し，今後の具体策を考える。）

エ 食中毒防止に関する物資，調理，衛生管理の見直し等について（改善策について策定）

⑤全児童生徒への対応

ア 全児童生徒に対する健康観察の実施

検便の実施については，教育委員会及び学校医の意見を聞き，保健所の指導により実施する。ただし，保護者の同意を得る配慮が必要である。

イ 全児童生徒に対する食べた料理の調査

検便や食事調査の実施に際しては，混乱や不安を招かないような配慮が必要である。

⑥発症児童生徒への対応

ア 本人が登校している場合

医師や保護者と相談して，症状の程度により事後措置を決める。

イ 本人が登校していない場合

学級担任及び他の職員が手分けして家庭訪問をし，見舞い並びに症状の確認をする。

⑦教職員への指示

- ア 教職員の招集について（必要上、休業日等に招集する場合の連絡網の活用）
- イ 緊急会議の内容について
 - (ア) 状況報告，説明
 - (イ) 学校としての今後の具体策の協議と確認
 - (ウ) 全教職員の学校内外の取組体制のための役割分担の確認と共通理解

⑧保護者への対応

- ア 発症児童生徒の保護者に対して
 - (ア) 直ちに電話での連絡を取り，最優先で面会する。
 - (イ) 学校の当面の考え方や対応（状況や今後のこと）について説明する。
 - (ウ) 説明者によりズレのないように伝えるべき基本的な事項を文章化しておく。
 - (エ) 以後の登校の可否については，医者判断をもとに児童生徒の症状により，保護者や児童生徒の希望を優先させて相談する。
 - (オ) 必要とする調査等の実施に際しては，その趣旨を十分説明の上，納得を得てから協力を依頼する。
 - (カ) 原因等の保護者からの質問については，窓口を一本化し，個々の職員等が軽率な応答をしないように心掛ける。
- イ すべての保護者に対して
 - (ア) 学校の当面の考え方や対応（状況や今後のこと）について，文書をもって知らせる。
 - (イ) 児童生徒の健康状態で疑義があれば，直ちに学校へ申し出ることを依頼する。
 - (ウ) 検便，消毒，臨時健康診断の実施については，その趣旨を十分説明し，協力の依頼をする。

⑨教育委員会への対応

- ア 直ちに報告すべき事項
 - (ア) 食中毒（疑い）の発生を確認した状況
 - (イ) 発症児童生徒数及び状況
 - (ウ) 保健所への通報の有無
 - (エ) 原因に関する事項
 - (オ) 学校がとった処置
- イ 指導の要請や依頼すべき事項
 - (ア) 関係機関との連絡調整に関する事
 - (イ) 児童生徒及び保護者への対応に関する指導・助言
 - (ウ) 当面する学校運営に関する指導・助言（児童生徒の取扱い，臨時休業等）
 - (エ) 学校給食実施の是非（中止の場合の代替）に関する指導・助言
 - (オ) 検便，消毒，臨時健康診断等の実施に関する指導・助言
 - (カ) 原因究明のための対応，対策に関する指導・助言

⑩学校医への対応

- ア 食中毒（疑い）の発生の判断
- イ 発症児童生徒の診断
- ウ 発症していない児童生徒への健康・衛生指導
- エ 保護者へ依頼すべき児童生徒の健康管理に関する指導や協力事項
- オ 保健所や他の医療機関等の関係機関との連絡調整

⑪保健所への対応

- ア 食中毒の発生が疑われる時点で状況を報告し、助言を受ける。
- イ 原因究明，被害拡大，二次汚染防止等に関する保健所の対応へ協力する。
- ウ 立ち入り検査や来訪を受けた場合は，窓口を決めて責任者が対応する。

⑫共同調理場への対応

- ア 状況について報告する
- イ 教育委員会や他の受配校への連絡調整の依頼をする。
- ウ 原因究明のための措置を依頼する。
 - (ア) 使用食材及び給食の保存食の保存
 - (イ) 使用食器や器具の現状保存
 - (ウ) 回収した残菜の保存

別表 11：「整えておくべき関係書類」

学校	調理施設
学校日誌 児童生徒出席簿 健康観察記録表 職員健康診断票 児童生徒緊急連絡網	実施献立表（発症前 2 週間分の食品の分かるもの） 調理作業工程表 作業動線図 調理室の平面図 加熱温度記録簿 給食用物資検収票 検食簿（受配校用） 学校給食従事者の検便検査結果 学校給食従事者の個人ごとの健康観察記録簿 学校給食日常点検票 給食日誌 納入業者一覧表 配送記録簿 学校給食設備及び取扱い定期検査表 使用水点検記録簿 保存食記録簿 その他

別表 12：「作成すべき関係書類」

<ul style="list-style-type: none"> ・感染症等集団発生事例報告書・学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告 〈様式 1・2（P253・254）〉 ・学校における感染症・食中毒発生状況報告〈様式 3（P255）〉 ・発生の経過を時系列にまとめたもの（任意様式） ・保健所及び学校医等の指示事項（任意様式）
--

【様式 1 の関係文書】

ス 号 外
平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 殿

宮城県教育庁スポーツ健康課長
(公 印 省 略)

学校における感染性胃腸炎の発生及びまん延防止の徹底について（通知）

このことについて、裏面写しのとおり保健福祉部健康対策課長から通知がありました。

感染性胃腸炎の予防については、平成 1 8 年 1 2 月 4 日付けス号外で「感染性胃腸炎の発生と予防対策について」を通知しているところですが、県内の老人福祉関係施設等で集団発生と思われる事例が相次いで発生していることから、貴所管の学校においても下記によりなお一層予防に努めるよう御配慮願います。

なお、集団発生があった場合（疑いを含む）には、別紙様式により当課あて御報告願いますとともに、管内の保健所にも情報提供願います。

記

1 予防のための指導事項について

- (1) 手洗いを励行する。
- (2) 感染している人との濃厚な接触を避ける。
- (3) 食品の洗浄・加熱や調理器具の洗浄・消毒を徹底する。
- (4) 嘔吐物などの処理の際には、マスクや手袋を着用し、新聞紙等で覆うなど飛散しないようにする。また、床等に付着した場合は、次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。

2 報告について

- (1) 様 式 別紙様式による。
- (2) 報告先 当課学校保健給食班
- (3) 方 法 F A X による。

担当：学校保健給食班
大坪
TEL 022-211-3664
FAX 022-211-3796

第
1
編

第
2
編

第
3
編

第
4
編

【様式 1】

感染症等集団発生事例報告書

年号 年 月 日

所属名 _____

担当者職・氏名 _____

連絡先 _____

【集団発生の定義】

- ・ 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間以内に2人以上発生した場合。
- ・ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者がおおむね10人以上又は全在籍者の半数以上発生した場合。
- ・ 上記2つの基準には該当しないが、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に学校長が報告を必要と認めた場合。

1 在籍者等 単位：人

児童（生徒）数	
職員数	
合計	

2 患者発生数等 【年号 年 月 日現在】 単位：人

		患者数 (患者と疑われる者を含む)	発生している感染症等
児童 生徒	登校者		感染性胃腸炎 ・ その他 ()
	欠席者（自宅療養）		
	欠席者（入院）		
	死亡者		
職員			
合計			

※ 患者とは、医師により診断された者をいい、疑われる者とは、医師の診断はされていないが、症状が見られ、感染が疑われる者をいう。

【様式 2】

学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告

		都道府県名				
学 校 名 (共同調理場名)		校 長 名 (所属名)				
学校・共同調理場の所在地		電話番号				
受配校数 (共同調理場方式のみ記入)						
食 中 毒 発 生 状 況	発生日時	年号 年 月 日 (曜日) (時 分)				
	発生場所					
	児童生徒数		男	女	計	備考
	患者等数	区 分	男	女	計	備考
		患 者 数				
		うち 欠席者数				
		うち 入院者数				
	年 月 日 現在	うち 死亡者数				
主 な 症 状						
発 生 原 因 (判明している 場合記入)						
献 立 表	(食中毒発生前2週間分の食品の分かる献立表を添付)					

- (注) 1 食中毒発生後直ちにFAXにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは速やかに本様式にて随時報告すること。
 2 職員について該当者があったときは、備考欄に該当人数を記入すること。
 3 共同調理場における患者等数は、食中毒の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別葉にして添付すること。

第
1
編

第
2
編

第
3
編

第
4
編

【様式 3】

学校における感染症・食中毒発生状況報告

1 学 校 名																		
2 学校の所在地																		
3 感 染 症 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1) 病 名																	
	(2) 発生年月日																	
	(3) 終えん年月日																	
	(4) 発生の場所																	
	(5) 患者数・欠席者 数及び死亡者数	区分 学年	児童生徒等数			患 者 数			欠 席 者 数			入 院 者 数			死 亡 者 数			備 考
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第 1 学年																
		第 2 学年																
		第 3 学年																
		第 4 学年																
第 5 学年																		
第 6 学年																		
計																		
(6) 発生の経緯																		
4 患者及び死亡者 発見の動機																		
5 感染症・食中毒の 発生原因																		
6 感染症・食中毒の 感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1) 学校の処置																	
	(2) 学校の管理機関 の処置																	
	(3) 保健所その他の 関係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 その他の参考と なる事項																		

- (注) 1 感染症・食中毒が発生した場合、直ちに【様式 2】により F A X で報告すること。
 2 職員について該当者があったときは、(5)の備考欄に該当人数を記入すること。
 3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別葉にして添付すること。

学校給食衛生管理基準の解説

2 食中毒発生時における教育委員会の対応

学校において食中毒の集団発生又は集団発生の疑いがあるときは、教育委員会等は、速やかに次のような措置を講じなければなりません。

- ① 校長から食中毒の集団発生又は集団発生の疑いがあるとの報告を受けたときは、市区町村教育委員会（私立学校にあつては、都道府県教育委員会）は保健所に通報するとともに都道府県教育委員会に、さらに都道府県教育委員会は文部科学省に速やかに報告するとともに、担当者を学校に派遣するなどして、患者等の発生状況など実態の早急な把握に努めること。報告は、終了するまで継続的に行うこと。
- ② 市区町村教育委員会は、校長に対して、学校給食の中止など当面の措置について必要な指導を速やかに行うこと。
- ③ 市区町村教育委員会は、患者等の受入れ医療機関についての情報提供、原因究明への協力、食中毒の二次感染の防止などに備え、市町村保健担当部局（「食中毒対策本部」が設けられたときは、同本部）との連絡を密にして、保健所、地域医師会（医師医療機関）、学校、教育事務所、都道府県教育委員会等関係機関の連携体制を整えること。
- ④ 市区町村教育委員会は、学校に対し保健所等の立入り検査が行われる際には、立ち会うこと。
- ⑤ 市区町村及び都道府県教育委員会は、管下の学校に対して、食中毒の再発や二次感染を防ぎ、いじめなどの不当な取扱いがされないよう、必要な指導を行うこと。

 児童生徒の保健教育・衛生指導を実施すること

児童生徒に手洗いや、食品の衛生的な取り扱いなどの習慣を身に付けさせるためには、保健教育を積極的に実施する必要があります。衛生指導は関連教科等とも連携を図り、できるだけ多くの場面で指導が行えるように計画します。

- 1 食中毒の予防についての保健教育を強化するとともに、日常生活において食中毒予防のために必要な習慣が身につくよう指導すること。
- 2 児童生徒に対して、給食前に石けんで確実に手指を洗わせること。
- 3 手洗いは、必ず流水式とすること。なお、手洗い設備は、給水栓を直接手で触れることのないよう自動式が望ましい。
- 4 給食当番の児童生徒については、特に健康状態（「学校給食日常点検票（第8票） p 209」参照）に注意するとともに、頭巾、エプロン、マスクなどの衛生的な服装であること。また、配食前、用便後等の手洗いを完全に励行させ、常に清潔な手指で食器や食品を扱うようにすること。

 患者の早期発見に努めること

学校では、日頃から児童生徒の健康状態を把握するように努め、食中毒患者の早期発見に努めることが必要です。

- 1 児童生徒等の欠席率の動向に注意し、異常の発見に努めること。
- 2 健康観察その他によって健康の異常の発見に努め、疑わしい症状のある場合は、速やかに学校医または医師の診断を受けさせ、その指導により必要な措置を講じること。
- 3 健康に異常のある児童生徒は、担任等に申し出るよう指導し、保護者に対しては、児童生徒に食中毒の症状が出たり、その疑いがある場合には、学校にその旨を報告するよう指導すること。
- 4 関係保健所等からの情報提供を受け、地域における食中毒の発生及び流行状況を把握するよう努めること。

Q 2 ノロウイルスによる食中毒の二次感染防止対策は

A 2 食中毒が集団発生した際は、教育委員会等、学校医、保健所等に速やかに連絡し、二次感染の防止に努めます。
校長、場長、栄養教諭等、保健主事、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長、保護者などが連携した衛生管理のための学校保健委員会などの組織を設け、二次感染防止マニュアルを作成しておくことが必要です。

1 学校内の対応

食中毒発生時にはまず最初に学校医、保健所等の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休校、給食の停止等の措置を速やかにとる必要があります。

(1) 手洗い

児童生徒、教職員等は排便後、登校したときは衛生的な手洗いを徹底します。

(2) 嘔吐物の処理

嘔吐物には大量のノロウイルスが存在しており、直ちに安全に処理しないと二次感染を起こします。また、放置すると乾燥して、ウイルスが舞い上がり、まわりを汚染します。嘔吐物を見つけたときには窓を開け、浮遊しているノロウイルスを屋外に出します。

① 処理の際に用意しておくもの

ビニール袋 2～3 枚、ビニール手袋 2 組、マスク、ナイロン製の靴カバー、使い捨ての帽子、エプロン、ペーパータオルまたは新聞紙、回収用の袋 2 枚、次亜塩素酸ナトリウム水溶液、専用バケツ。

② 処理方法

ア はじめに窓を開けます。帽子、マスク、エプロン、靴カバーを着用します。手袋は 2 枚重ねて着用します。

イ 市販の塩素系漂白剤は 5～6% の濃度で、それを水道水で 50 倍に希釈し、よく攪拌し、専用バケツに次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (1,000 ppm) を作ります。

ウ 次に、ペーパータオル等で嘔吐物の上を広い範囲で覆い、その上に次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (1,000 ppm) を注ぎます。そのまま 10 分間おいた後、ペーパータオルと嘔吐物を外側から中央部に集め、一次回収袋に入れます。

エ 内側の手袋を汚染しないよう注意深く外側の手袋を外し、一次回収袋に入れます。

オ さらに次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (200 ppm) で床全体を拭きます。ペーパータオルに次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (200 ppm) を注ぎ、その上で、4～5 回足踏みをして靴カバーに付いたウイルスを消毒します。その後、靴カバー、ペーパータオルを一次回収袋に入れ、残りの次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (1,000 ppm) を一次回収袋の中身全体が浸るように入れ、口をしっかりと結び、

(3) 身の周りの消毒 (ドアノブ、手すり、机等) については次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (200 ppm) を浸み込ませた布きん (不織布) で拭きます。但し、金属部分は塩素で腐食するので、10 分後によく水を浸したペーパータオル等で拭き取ります。

次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使えない畳、絨毯等はアルコール製剤 (酸あるいはアルカリが加えてあり、ネコカリシウイルス等を用いた組織培養による試験で不活化効果があると示されているもの) で 2 回拭きます。

液体を使えない紙類等はアイロン掛けをするか、晴れた屋外で 4 時間以上日光に当てます。なお、掃除機はウイルスを拡散・浮遊させるので使用しません。

2 家庭内の指導

(1) 手洗い

排便後、登下校したのち、調理前、食事前には衛生的な手洗いを徹底します。

(2) 入浴

下痢症状が治癒後 2 週間程度は最後に入浴し、使用后、浴槽、洗い場を次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (200 ppm) で消毒します。患者の入浴は下痢症状を有するときには避けます。

(3) 衣類等の洗濯物

ノロウイルスの感染者の下着等は健康者とは別にし、次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (200 ppm) に 10 分間浸けるか、熱湯消毒したのち洗濯します。

ふん便・吐物が付着した衣類はもみ洗いをせず、熱湯 (90℃以上) に浸します (飛沫を吸い込まない等、二次感染への注意が必要です)。

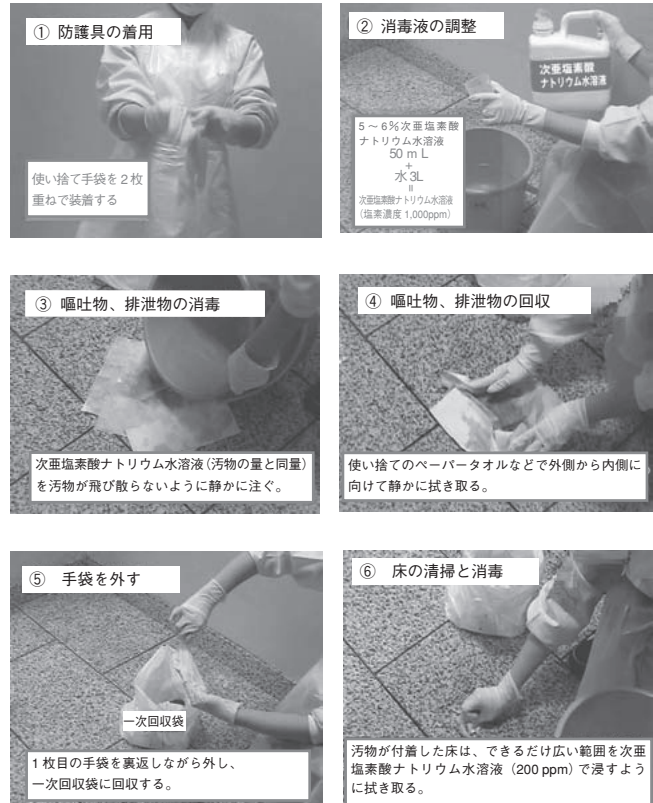
熱湯洗濯 (80℃以上) が行えない場合には、洗剤を入れた水の中でウイルスが飛び散らないように静かにもみ洗いをします (もみ洗いたし石けん液には 1% (塩素濃度 1,000 ppm) 以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を加えて、10 分間以上置いたのち捨てます)。有機物を取り除いた後、次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (塩素濃度 1,000 ppm) の液に浸けます。その後、濯ぎを 4 回行う。さらに高温の乾燥機などを用いると殺菌効果が高まります。ただし、乾燥機の排気口は屋外にします。

(4) 食器類の洗浄・消毒

感染者が使用した食器は健康者とは別の加熱できる容器に最後に回収し、容器と共に加熱処理を行い、または次亜塩素酸ナトリウム水溶液 (塩素濃度 200 ppm) に 5～10 分間浸け置きます。後は通常の洗浄でよいが、食器乾燥機を使うと効果が高まります。可能であれば患者には使い捨ての容器を使い、使用后廃棄します。

二次回収袋に入れます。内側にはめていた手袋を外し、二次回収袋へ入れます。次いで、帽子、エプロンとマスクも入れ、口をしっかりと結んで廃棄します。作業後、手洗いとうがいをします。

嘔吐物の処理方法



出典「学校給食における食中毒 Q&A」

(独立行政法人日本スポーツ振興センター
平成 26 年 3 月)

Q3 教室で嘔吐した場合の食器の取り扱いは

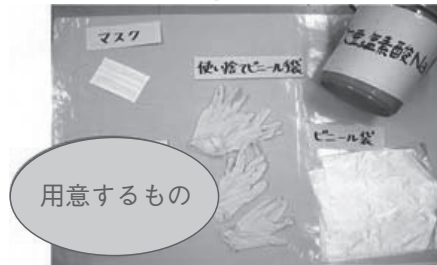
A3 学校給食衛生管理基準では「嘔吐物のため汚れた食器具の消毒を行うなど衛生的に処理し、調理室に返却するに当たってはその旨を明示し、その食器具を返却すること。」と記載されています。

【処理・消毒方法例】

◇常備しておくもの◇

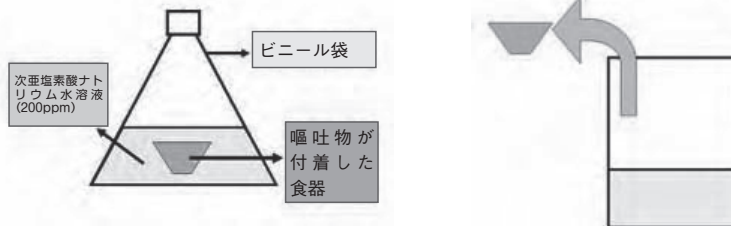
- ・ビニール袋2～3枚、ビニール手袋2組、マスク、ナイロン製の靴カバー、使い捨ての帽子、エプロン、ペーパータオルまたは新聞紙、回収用の袋2枚、次亜塩素酸ナトリウム水溶液
- 1. ビニール手袋・マスク等を着用し、換気を行います。
- 2. ビニール袋に次亜塩素酸ナトリウム水溶液（200ppm）を入れ、その中に該当の食器を漬け置きする。5～10分間放置します。
- 3. 食器を取り出し、洗浄します。

【嘔吐物が付着した食器の処理・消毒方法】



次亜塩素酸ナトリウム水溶液（200ppm）に食器を漬け置き、5～10分放置

食器を取り出し、洗浄し調理場にもどす



★ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（1,000ppm）の作り方 ★

次亜塩素酸ナトリウム水溶液5%のものを使用した場合

水	500mL	1L	10L
5%次亜塩素酸ナトリウムの量	10mL	20mL	200mL

☆ ポイント ☆

- 嘔吐物が付着した場合・・・次亜塩素酸ナトリウム水溶液（1,000ppm）を使用
- 上記以外・・・次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度200ppm）を使用

〈教室では〉

- 教職員は、児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具は調理場に返却する前に次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度200ppm）に5～10分間漬け置きし消毒します。
- 食器具の洗浄に使用した場所や児童生徒が嘔吐後に「うがい」をした場所も十分水洗いした後、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度200ppm）で5分間漬け置きし消毒後、洗剤で洗浄します。
- 嘔吐物のため汚れた食器具の返却は嘔吐で汚染されたと解るように、他の食器具と区別して調理場に返却します。
- 嘔吐物は、調理室には返却しません。

〈調理場では〉

- 嘔吐物のため汚れた食器具は他の食器具と区別して洗浄作業前に次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度200ppm）に5分間漬け置きし消毒した後、洗浄します。
- 材質によっては次亜塩素酸ナトリウム水溶液での塩素消毒に適さないメラミン、アルマイト製の食器等は酸素系漂白剤を使うなど、各食器具に適した方法で消毒します。

3 平成 24 年度県立特別支援学校給食事故の教訓から

この事故は、平成 24 年 6 月 22 日、県立特別支援学校において、給食指導中に、重度・重複障害のある小学部児童がオレンジを喉に詰まらせ、心肺停止状態に陥り、救急車で搬送された事故であり、該当児童は死亡に至ったものである。

(1) 学校給食における誤嚥窒息事故防止の対応

① 学校給食の内容と提供方法

- ・摂食嚥下の機能に課題のある児童生徒については、令和 4 年 3 月発行の「食形態対応へのガイドライン」に基づいて学校給食を安全に提供する。
- ・摂食嚥下の機能に課題のある児童生徒については、普通食から軟菜食・ペースト食への移行も視野に、保護者との面談等により提供内容等の確認を行うとともに、必要に応じ保護者を通じて摂食指導に係る留意点等、主治医からの指示事項について情報を得る。
- ・全教職員で情報共有の徹底を図り、児童生徒一人一人に対する提供内容、食形態等について共通理解を図る。
- ・管理職を含め、関係職員を対象とした摂食指導に関する研修を行い、共通理解を図る。

② 健康観察の徹底

- ・学校の実情に応じて、朝の健康観察を丁寧に実施する。児童生徒については、健康観察をもとに小さな不調要素も見逃さないようにする。
- ・健康観察においては、家庭からの連絡帳に記載されてくる朝の体調や食事・睡眠の状況など、さまざまな観点から適切な判断を行う。なお、連絡帳による家庭からの連絡は、必要な情報が常に記載されてくるとは限らないことから、必要最低限の事項については、どの家庭でも負担なく必ず記入できるように工夫する。
- ・児童生徒の体調不良等が確認された場合は、担任一人での対応を判断することなく必ず複数の職員で確認の上、養護教諭への対応の依頼や家庭への確実な連絡を行い、経過について管理職に報告する。校内にとどまる場合は、その後の適切な対応（活動量の調節や食事量の調節など）を検討する。

③ 事故発生時の対応

- ・事故発生時には緊急時マニュアルに則り対応できるように教職員への周知徹底を図る。
- ・事故等緊急事態の発生を想定した訓練や研修を定期的実施する。

- ④ 教職員の協力体制
- ・緊急時には全教職員が、役割分担を明確にしつつ連携・協力して対処できるよう、各学校において組織対応のための体制を構築する。
- ⑤ 学校給食の提供に係る家庭との連携
- ・学校給食の内容について、入学時の教育相談で保護者に食形態等の確認を確実に行うとともに、学年が替わる時や担任が替わった場合は、個別の指導計画を基に情報の更新や引継ぎを行う。
- ⑥ 研修の充実
- ・摂食指導に関する教職員個々の知識、技能のより一層の向上を図るため、専門家等を講師とした研修を行う。
 - ・宮城県総合教育センターで計画された摂食指導等に関する研修等を受講し、学校内で共有し、最新の知見に基づいた摂食指導を実践する。

過去には、パンの早食いや、白玉団子やプラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生しています。特に、水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要です。

ア 未然防止のポイント

- ・食べ物は食べやすい大きさにして、前歯でかじりとる、食具で小さくする等よく噛んで食べるよう指導します。
- ・早食いは危険であることを指導します。
- ・給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察します。
- ・咀嚼及び嚥下の能力には個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図ります。
- ・特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにします。

イ 発生時対応の留意点

- ・すぐに他の教職員を呼び、119番通報を依頼します。救急隊が到着するまでの間は、詰まったものの除去を試みます。

図1 背部叩打法^{こうだ}



立て膝で太もがうつぶせにした子供のみぞおちを圧迫するようにして、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩きます。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減します。

図2 腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します。

文部科学省「食に関する指導の手引き－第二次改訂版平成31年3月－」P232 参照

4 災害時における調理場の対応について

参考資料：平成30年 宮城県教育委員会 学校再開ハンドブック

7 給食業務の再開

(1) 施設・設備の安全点検

- ◎ 給食室に保管してある消耗品(ラップ, 使い捨て手袋, ペーパータオル, 消毒用アルコール, 次亜塩素酸ナトリウム等の薬剤)や食品を活用し, 災害で困窮している方々の救済に努めた。
- 東日本大震災では, 排水管やガス管がずれて, 再開まで時間を要した。

① ライフラインの点検

- ・ 水道・電気・ガス等は, 専門業者による点検を行い, 故障箇所等を確認する。
- ・ 都市ガスの場合, 地下の配管が破損していることも想定し, 専門業者による立会いのもとで開栓する。

② 施設・設備の点検

- ・ 壁や天井などの亀裂や破損の点検を行う。
- ・ 給水・排水の設備について, 専門業者による点検を行う。

③ 電気製品・ガス器具の点検

- ・ 調理室内の電気製品, ダムウェーター等は, 専門業者による点検を行い, 漏電による事故を防ぐ。
- ・ ガス器具についても, ガス漏れ等を想定し, 専門業者立会いのもとで, 開栓する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・施設の被災状況が著しい時は, 復旧が速やかに進むよう教育委員会との折衝
主幹教諭・教務 防災主任	・配膳室やランチルーム等学校給食に関わる施設の安全性の確認
学級担任等	・教室の学校給食関連備品の破損について確認
養護教諭	・水道水の安全等について確認
栄養教諭等	・学校給食の再開に向けて, ハード・ソフト両面での条件等の整備
事務職員	・学校給食施設の被災状況について確認 ・再開に必要な修繕等について, 予算の確保, 業者の手配 (教育委員会との連携)

III 章

教育再開への取組

7 給食業務の再開

(2) 学校給食の再開に向けて

◎ 食物アレルギー疾患を有する児童生徒への対応を可能にするため、学校保管の備蓄食品については、可能な範囲でアレルギーフリーのものを準備するように学校給食の手引きに記載した。

① 納入業者の被災状況の確認

- ・ 給食物資の納入業者の被災状況及び物資の納入が可能か確認する。
- ・ 期間内の納入が難しい場合には、教育委員会等とも確認をとりながら、納入可能な業者を選定する。

② 食品の安全性の確認

- ・ 原子力災害があった場合には、食材等における安全性の確認のため、教育委員会と調整し、放射能検査を実施する。
- ・ 不安や風評被害の対応のため、科学的根拠に基づき、説明責任が果たせるように教育委員会と連携し、情報の収集を行う。

③ 給食の形態について

- ・ 甚大な災害の場合は、簡易給食から開始し、通常給食開始に向けて、並行して準備を行う。

④ 仕出し弁当等での対応

- ・ 調理済み食品の活用、仕出し方式での提供等を検討する。
- ・ 仕出し形式の場合は、学校給食の衛生管理基準を満たす業者の選定、提供する内容・納入方法・返却方法等詳細について検討する。

⑤ 近隣施設からの提供

- ・ 市町村内、近隣市町村からの学校給食の提供について検討する。
- ・ 毎日の提供が難しい場合は、④の方法と併用し、隔日での提供や汁物のみ提供を受ける等を検討する。

【東日本大震災後の南三陸町の学校給食提供例】



簡易給食の提供(5月～)



仕出しでの提供開始(6月～)

7 給食業務の再開



仕出しでの提供（ごはんが主食の弁当）



2学期から汁物の提供開始

⑥ 食物アレルギーや摂食に配慮が必要な児童生徒への対応

- ・ 誤食・誤嚥等の事故が起きないように使用食材の確認や摂食可能か家庭に確認する等の配慮を行う。



通常給食として提供する仕出し弁当



アレルギーに対応した仕出し弁当
(ポテトサラダ・厚焼き卵の替わりにウィンナーを入れた)

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・学校給食施設の被災状況を考慮した学校の再開日程の調整
主幹教諭・教務 防災主任	・学校給食が再開するまでの学校運営の調整
学級担任等	・転出入した児童生徒の食物アレルギー対応等の適切な引継ぎ
養護教諭	・給食配慮児童生徒の緊急時連絡先や緊急時対応の変更確認 ・教職員間での情報共有
栄養教諭等	・学校給食再開のための準備 ・調達可能な食材について、配慮の必要な児童生徒の摂食可能かどうかの確認
事務職員	・再開に必要な修繕等について教育委員会と連携(予算, 業者の手配等)

7 給食業務の再開

チェックリスト

① 施設・設備の安全点検

- ライフライン復旧後の安全確認
- 施設・設備の点検を行い、修繕の必要な箇所を把握し、予算の確保、修繕業者の手配等、教育委員会との連携
- 調理室内の電気製品・ガス器具の点検

② 学校給食の再開に向けて

- 教職員との連携
- 市町村教育委員会との連携
- 給食施設(自校, 給食センター)の状況把握
- 納入業者の被災状況の確認
- 学校再開までの学校運営を、給食施設等と連携して協議
- 食物アレルギー等疾患を持つ児童生徒の緊急時対応, 連絡先の確認
- 学校給食の提供方法について決定
- 配慮の必要な児童・生徒への対応について確認

Ⅲ章

教育再開への取組

参 考

災害時における蒸気回転釜(230ℓ)による炊飯方法

- ① 米 60 kgを洗米し、ざるに上げておく。
 - ② 蒸気回転釜に 90ℓの水をはり加熱する。【所要時間 10 分】
 - ③ 沸騰したら米を入れ、軽く 1 回かき混ぜる。【所要時間 10 分】
 - ④ 再沸騰後に 3 回かき混ぜ蓋をする。【所要時間 5 分】
 - ⑤ 5 分後、蒸気を弱めて 10 分加熱する。【所要時間 10 分】
 - ⑥ 米の表面に水分が無くなったら蒸気を止める。【所要時間 20 分】
- 【合計 55 分】

学校給食における災害危機管理マニュアル(例)

《仙台市 単独調理校用》

給食作業時に、災害が発生した場合、災害発生初動の対応が生命や身体の安全を確保する上で大変重要であることから、各調理従事者がその対処方法について、平常時から、正しい知識を身につけておく必要があります。

1 災害事例

(1) 火災発生の場合の対応

[想定事例]

フライヤーに揚げ油を入れ、加熱中、油の温度が上昇し過ぎ、油に引火し、出火した。

発見・通報

① 大きな声で連呼し付近の人に、出火した箇所を知らせ、応援を要請する。非常ベル等にて火災の発生を教職員へも伝える。

作業中断 初期消火 通報

② 要請を受けた調理従事員は、作業を中断し、機器のスイッチやガスの元栓を止め、消火器を持ち現場へ急行し、初期消火に当たる。

③ 消防署へ通報する。

連絡・全教職員による対応

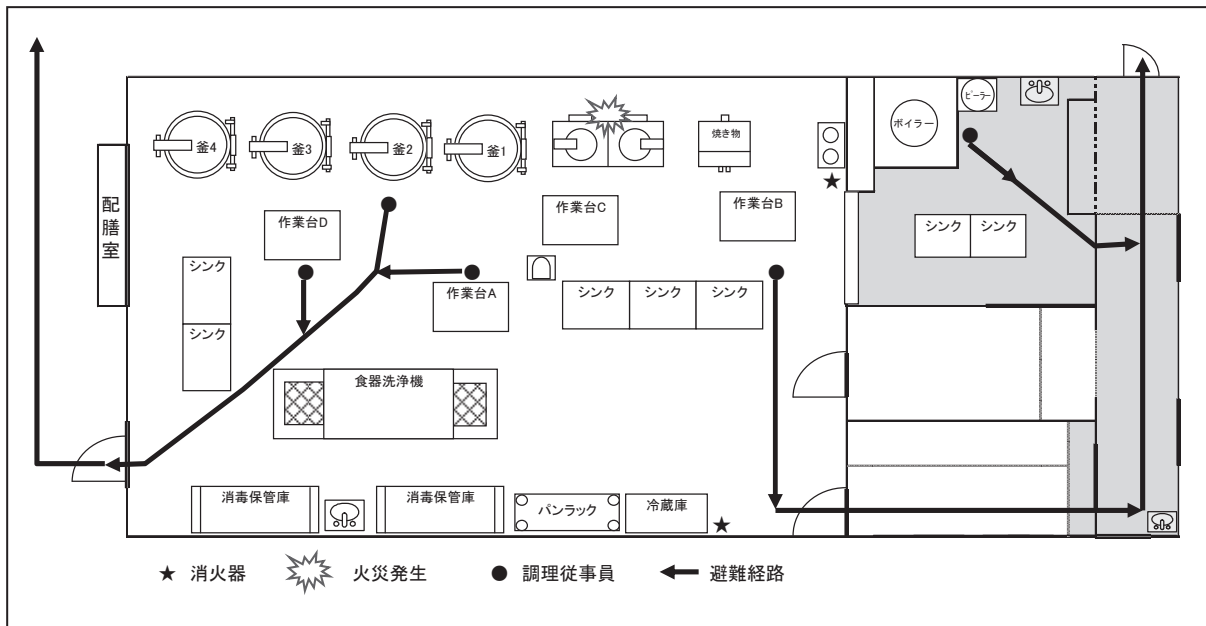
④ 状況を管理職へ報告し、指示を仰ぐ。

⑤ 初期消火が困難と思われる場合は、安全な避難経路を確認したうえで、児童生徒の安全確保を最優先に、各学校の防災計画に基づく、役割分担により負傷者の救出や、避難・誘導及び搬出等を行う。

[火災発生防止のために]

- ① 定期的に施設・設備の点検を実施すること。
 - ・ 消火器は調理室内の、適切な場所に設置されており、取り出しやすい状態にあるか。
 - ・ 消火器は長期間放置された状態で置かれていないか。点検や薬剤入れ替えの記録は継続的にされているか。
 - ・ 火災発生時または、出火発見時の行動を理解しているか（大声で周りに知らせながら初期消火をする。）。
 - ・ 校内の消火栓の位置は把握しており、警報装置の操作はできるか。
- ② 出火原因となる火気使用箇所の点検は毎日しているか。
 - ・ フライヤーの排気口にすずが付いていないか。
 - ・ 回転釜・焼き物機及びボイラーのガスの燃焼状態は良好か。
- ③ 火災発生場所ごとの、避難経路は策定しているか。
- ④ 避難経路の確保及び安全確保
 - ・ 避難経路は2方向に設定されているか。
 - ・ 避難通路上に物品が置かれていないか。
 - ・ 非常口のドアは施錠されていないか。
- ⑤ 避難訓練は定期的実施しているか。

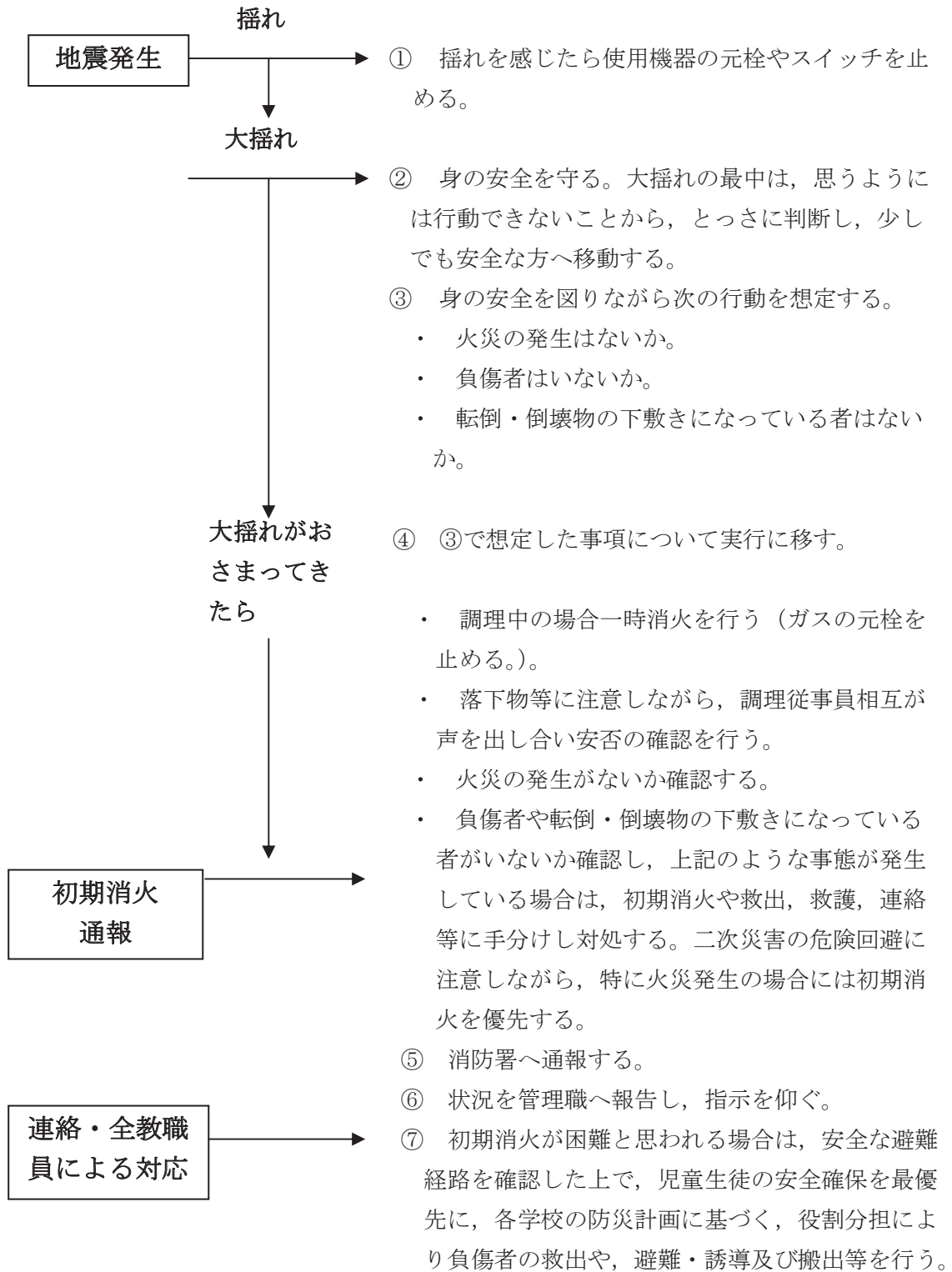
・ 給食室における消火器の設置箇所及び避難経路（例）



(2) 地震発生の場合の対応

[想定事例]

給食作業中に、強い地震が発生した。



[地震への事前対策のために～日頃の安全確保～]

- ① 死傷の原因となるような状態の発見及び除去
 - ・ 棚類，ロッカー等の転倒防止対策はしてあるか。
 - ・ 重量物が落下しないよう対策はしてあるか。
 - ・ ガラスが飛散しないよう対策を講じてあるか。
 - ・ 電灯器具等が落下しないようにしてあるか。
- ② 避難経路の確保及び安全確保
 - ・ 避難経路は2方向に設定されているか。
 - ・ 避難通路上に物品が置かれていないか。
 - ・ 非常口のドアは施錠されていないか。
 - ・ 階段の壁面や天井に剥脱落下の危険はないか。
 - ・ 出入口のドアが開閉不能になる危険はないか。
- ③ 火気の管理
 - ・ 揺れを感じたら使用中の火を消す習慣が身に付いているか。
 - ・ プロパンガスはボンベの転倒止めが確実にされているか。
- ④ 消火器の管理及び取扱い
 - ・ 消火器は調理室内の，適切な場所に設置されており，取り出しやすい状態にあるか。
 - ・ 消火器は長期間放置された状態で置かれていないか。点検や薬剤入れ替えの記録は継続的にされているか。
 - ・ 火災発生時または，出火発見時の行動を理解しているか（大声で周りに知らせながら初期消火をする。）。
- ⑤ 校内の消火栓の位置は把握しており，警報装置の操作はできるか。
- ⑥ 避難訓練は定期的に実施しているか。

参照 「単独調理校学校給食作業の手引」 （仙台市教育委員会：平成24年3月）